

○全学自己点検・評価に関する規程

平成7年3月28日

制定

改正 平成16年4月1日

平成19年4月1日

平成21年10月30日

平成27年4月1日

平成28年4月1日

平成28年11月1日

平成31年4月1日

令和4年3月25日

令和5年5月25日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学学則第1条の2第2項、駒澤大学大学院学則第1条の2第2項及び駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則第5条第3項に基づき、駒澤大学及び駒澤大学大学院（以下「本学」という。）の教育・研究活動及びその管理運営等の状況について内部質保証の推進に寄与する自己点検・評価を実施し、教育・研究水準の向上と教育・研究活動の活性化を図ると共に、その社会的使命を果たすために、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 自己点検・評価の実施組織として、次の各号に掲げる委員会及び作業部会を設置する。

- (1) 全学自己点検・評価委員会（以下「全学評価委員会」という。）
- (2) 部門別自己点検・評価運営委員会（以下「部門別評価運営委員会」という。）
- (3) 個別機関自己点検・評価作業部会（以下「個別機関作業部会」という。）
- (4) 特別問題自己点検・評価実施委員会（以下「特別問題評価実施委員会」という。）

2 前項第1号及び第2号に定める委員会の任務、構成及び運営等、並びに同項第2号及び第3号に規定する委員会及び作業部会の種類等については、全学自己点検・評価に関する規程施行細則に定める。

3 第1項第4号に定める委員会の任務、構成及び運営等については、別に定める。

(点検・評価項目)

第3条 自己点検・評価の点検・評価項目等については、別に定める。

(基本理念の確認)

第4条 本学の自己点検・評価の原点となるべき、建学の精神・理念等については、これを確認しなければならない。

(種別)

第5条 自己点検・評価の種別は、次のとおりとする。

- (1) 文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による大学評価（認証評価）に係る自己点検・評価
- (2) 教育・研究活動及び管理運営等、本学の諸活動の改善・改革に資する恒常的な自己点検・評価
- (3) 本学の中期事業（活動）計画の進捗度評価及び総括としての自己点検・評価
(実施の周期)

第6条 前条第1項第1号に掲げる自己点検・評価は、7年を周期として実施する。

2 前条第1項第2号に掲げる自己点検・評価は、原則として毎年度実施する。

3 前条第1項第3号に掲げる自己点検・評価は、原則として中期事業（活動）計画の完成年度に実施する。

(結果の報告及び公表)

第7条 全学評価委員会委員長は、自己点検・評価の結果について、学長に報告を行う。

2 学校教育法第109条第1項の規定により、自己点検・評価の結果の公表は、学長がこれを行うものとする。

(学外有識者への意見聴取)

第8条 学長は、自己点検・評価の結果について、学外有識者に意見を聴取することができる。

(結果の活用)

第9条 本学の構成員及び各機関・部局等は、自己点検・評価の結果を真摯に受けとめ、それぞれの活動の水準の向上と改善に努めるものとする。

2 自己点検・評価の結果については、学長が駒澤大学教学運営会議に報告し、教育・研究活動及び管理運営等、本学の諸活動の改善・改革に資する取組みに繋げるものとする。

(事務局)

第10条 全学自己点検・評価に関する事務を取り扱うため、事務局を置き、事務所管は学長室とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、全学評価委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。